

令和7年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の注意点について

例年紙でお送りしていた手引きや掲示用ポスター、区民への配布物見本等資料は、令和6年度実施分から港区ホームページ予防接種実施医療機関専用ページへの掲載に変更しております。

実施前に必ず内容をご確認ください。

資料の掲載場所

港区ホームページトップページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 予防接種
> 予防接種実施医療機関専用ページ > 港区内予防接種実施医療機関専用入口はこちら
<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/yobousessyu/iryoukikansenyou.html>



- 子どものインフルエンザ事業 ホームページ掲載資料一覧 -
- (1) 令和7年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の手引き
 - (2) 令和7年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の注意点について
 - (3) 令和7年度 子どものインフルエンザ予防接種予診票点検マニュアル (医療機関向け)
 - (4) 子どものインフルエンザ予防接種事業ポスター
 - (5) 指定医療機関用ポスター
 - (6) 令和7年度 港区子どものインフルエンザ予防接種のお知らせ (区民向け)
 - (7) 委任状 (保護者以外の方が同伴する場合)

裏面あり

助成金額について

助成金額は接種1回あたり 4,500円（差額自己負担） です。

接種費用については、各医療機関で定めている接種料金が4,500円（税込）を超える場合は助成額を差し引いた金額を区民に対し請求してください。

予診票について

区が発行した旧年度の子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票や他区が発行したインフルエンザの予診票を使ってのご請求はできません。

「令和7年度港区子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票」がお手元にない対象者の方には、区へ予診票の再発行依頼をするようご案内ください。

※間違い防止のため今年度は予診票に白抜きで「7」の数字をいれております。

※生後6カ月以上13歳未満は「青」、13歳以上は「緑」の予診票です。

対象者について

子どものインフルエンザ予防接種事業は、港区の独自の助成事業です。

対象となる方（生後6カ月以上高校3年生相当年齢までの港区民）には、区から予診票を9月末にお送りします。

定期接種として実施する高齢者のインフルエンザ予防接種と異なり、他区で発行した子どものインフルエンザ予防接種予診票をお持ちの方は助成の対象外となります。

助成の対象とするワクチンについて

令和5年3月に薬事承認された経鼻弱毒生インフルエンザワクチン（以下フルミスト）を、今年度より助成の対象となるワクチンに加えました。

助成の対象ワクチンは、注射によるインフルエンザHAワクチンまたはフルミスト（PMDA認証）に限ります。対象者はいずれか1種類を選択し、助成を受けられます。（同一年度内

に2種類のワクチンの費用助成はできません。)

認証ワクチンであっても、年齢によって接種できない場合がありますので、用法用量等ご確認ください。

予診票の有効期限について

予診票の有効期限は令和7年10月1日から令和8年1月31日までです。ただし、フルミストはワクチンの最終有効年月日である令和8年1月23日まで接種可能です。

予診票取得後に引っ越し等で区外へ転出した場合は、有効期限内の予診票を持っていても助成の対象となりません。また、令和7年度の限定事業として実施するため、期間を超えての使用はできません。

※予診票が今年度発行のものか（白抜き「7」表示あり）必ずご確認ください。

予診票の回収について

2歳～13歳未満の対象者は、HA ワクチンもしくはフルミストいずれかを選択可能ですが、予診票はあらかじめ2枚送付しています。フルミストを選択された場合、2回目の予診票は使用できなくなりますので接種時に回収し、請求時に港区医師会事務局へ送付してください。接種時に2回目の予診票をお持ちでない場合は、ご自身で破棄するよう伝えてください。

フルミストの有効年月日について

フルミストについて、製造番号ごとの有効年月日をよくご確認の上、接種してください。
有効年月日を過ぎたワクチンで接種された場合は、委託料の支払いができません。

なお、今年度製造分の最終有効年月日は令和8年1月23日となりますので、令和8年1月24日以降フルミストの費用助成はできません。